

桑名市告示第93号

桑名市乳児等通園支援事業実施要綱を次のように定める。

令和8年3月31日

桑名市長 伊藤徳宇

桑名市乳児等通園支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、本市における児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施施設)

第2条 事業を実施する施設は、桑名市長島中部保育所とする。

(対象児童)

第3条 事業の対象となる児童は、利用日時点において、市内に住所を有し、保育所、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園及び認可外保育施設（以下「保育所等」という。）に通っていない0歳6か月から3歳の誕生日を迎える2日前までの児童とする。

(実施時間)

第4条 事業の実施時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

(休日)

第5条 事業の休日は、桑名市の休日を定める条例（平成16年桑名市条例第35号）第1条第1項に規定する市の休日とする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを臨時に変更し、又は臨時に設けることができる。

(利用時間)

第6条 事業を利用することができる時間（以下「利用時間」という。）は、30分を単位とし、第8条第3項の規定による認定を受けた児童1人当たり月10時間を上限とする。この場合において、1回当たりの利用時間は、1時間を下限とする。

(利用定員)

第7条 事業の利用定員は、1時間当たり6名とする。

(利用の申請及び認定)

第8条 第3条の要件に該当する児童の保護者が事業の利用を希望するときは、国が運用することも誰でも通園制度総合支援システムのオンライン申請により市長に申請しなければならない。

2 前項の規定する申請方法による申請が困難な場合は、市が推進する電子申請フォーム（以下「申請フォーム」という。）又は書面等により市長に申請するものとする。

3 市長は、前2項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、当該内容が適当であると認めるときは、認定を行うものとする。

(利用の変更の申請)

第9条 前条第3項の規定による認定を受けた児童の保護者（以下「利用保護者」という。）は、当該認定に係る事項を変更しようとするときは、変更内容を申請フォーム又は書面等により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、変更内容が適当であると認めるときは、申請を承認するものとする。

(認定の消滅)

第10条 利用保護者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、認定の消滅について申請フォーム又は書面等により市長に届け出るものとする。

(1) 市外に転出した場合

(2) 保育所等の入所・入園が決定した場合

(3) その他認定を消滅する必要があると判断される場合

(利用手続)

第11条 市長は、利用保護者が初めて事業を利用する場合においては、利用開始前までに事前面談を行うものとする。

2 利用保護者は、前項の規定による事前面談の結果、事業の利用が可能と判断された後、利用日の予約を行うものとする。

3 前項の予約の取消しがあった場合の利用時間の消費及び利用者負担額については、別に定める。
(利用料等)

第12条 事業の利用料は、児童1人につき1時間当たり300円とする。

2 前項に定めるもののほか、利用保護者は、事業の実施に必要な経費として、実費相当額を負担するものとする。

(利用料等の納期限)

第13条 利用保護者は、事業を利用した日に、前条に規定する利用料等を納付しなければならない。
(利用料の減免)

第14条 市長は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める利用料の減免をすることができる。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項の規定による被保護者のある世帯 全額免除

(2) 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税所得割合算額の合計が7万7,101円未満である世帯 1時間当たり200円減額

(3) 地方税法の規定による住民税非課税世帯 1時間当たり200円減額

(4) その他市長が利用料を減額することが適当であると認めた世帯 1時間当たり200円減額
(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、この告示の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。
附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。